

# 住民説明時配布資料の解説及び記載例

(説明会日)

## 意見書の提出期

※計画内容については下記の開発事業の構想に関

本資料を事前配布する際に、最終の説明会開催日（条例上は2回以上の開催を規定）の翌日から5日後の日付を予め記入してください。

例) 最終の説明会開催が4月17日であった場合は、翌日から5日後のため4月22日(月)となります。

※ 意見書の提出期間の末日(5日目)が休日にあたる場合は、その翌日が意見書提出期間終了日となります。

### ●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載し、最終の説明会開催日の翌日から5日間

令和6年 4月 22日 (月) 消印有効

説明会開催時に説明を行う方の氏名を記入してください。

### ●開発事業の構想に関する説明者

(氏名) 株式会社〇〇建設 横浜 太郎

説明を受けた住民の方の窓口になりますので、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 横浜市の所管課・お問合せ先について

※ 手続き中の窓口にチェックを入れてください。欄が付いている部署までお問い合わせください。

	課	エリア別	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 〔 開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築 〕	045-671-2350